

## 設計図書質疑応答書

1 告示等 令和4年3月11日 石岡市告示第141号

2 件名 令和4年度 冷暖房用設備管理業務（八郷総合支所）

No.	質問事項	回答
1	<p>・保守点検範囲について 保守点検範囲は、吸収式冷温水機 冷却塔のみとなりますか？&lt;資料&gt;空気調和設備・簡易設備一覧表のすべてになりますか？ また、一覧表記載のTO-5オイルタンク法令点検は実施でしょうか？ すべての機器点検回数は、4回/年との解釈でよろしいでしょうか？</p>	<p>・保守点検の範囲は、「&lt;資料&gt;空気調和設備・簡易設備一覧表」に記載されている設備が対象となります。 ・TO-5オイルタンクの法令点検は、本業務に含まれない。 ・点検回数は4回/年となります。</p>
2	<p>・吸収式冷温水機のメーカー及び型式を教えてください。</p>	<p>川重冷熱工業（株） 1号機 OLA-120A 2号線 OLA-150A になります。</p>